

3 教義第 343 号
令和 3 年（2021 年）8 月 10 日

市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

長野県教育委員会教育長

「医療警報」の発出を受けた県立学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症対策に向けて御取組いただき感謝申し上げます。
さて、このことについて、県立中学校・高等学校、特別支援学校においては、別紙のとおり対応しますので御承知いただくとともに、貴教育委員会においても、適切に御対応いただきますようお願いいたします。
なお、貴市町村管下の幼稚園に対しましても御配慮いただきますようお願いいたします。

長野県教育委員会事務局 義務教育課管理係
（課長）桂本和弘 （担当）三ツ井邦仁、河手正彦
電 話 026-235-7426（直通）
026-232-0111（代表）内線 4338
F A X 026-235-7494
E-mail gimukyo@pref.nagano.lg.jp

県立学校長 様

教 育 長

「医療警報」の発出を受けた県立学校の対応について（通知）

このことについて、別添のとおり令和 3 年 8 月 6 日に全県に「医療警報」が発出されました。つきましては、県立学校においては、引き続き「新型コロナウイルス感染症対策に係る県立学校運営ガイドライン」に基づき、学校運営をしていただくとともに、「医療警報」期間中においては、下記の感染症対策等を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、児童生徒及び保護者等に対して各校の取組を丁寧に説明し、理解を得るようお願いいたします。

記

1 教育環境の確保について

(1) 基本的な感染症対策を一層徹底する。

- ・朝晩の検温等健康チェックの実施
- ・手洗い、マスク着用、共用部分の消毒
- ・3密の回避（身体的距離の確保、30分に1回の換気等）
- ・感染リスクの高まる場面（居場所の切り替わり、食事や体育などマスクを外す場面等）
に特に留意

(2) 児童生徒等や家族に発熱等の風邪症状がある場合は、その間登校しない。

また、同居の家族が濃厚接触者となった場合は、当該者の陰性が確認されるまでの間、登校を控える。

(3) 通学に電車・バスを利用する場合は、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち会話を控えるなどの乗車マナーを徹底するよう指導する。

(4) 教職員に対する感染予防・まん延防止対策については、令和 3 年 8 月 10 日付けの「職員の感染拡大防止策の徹底について（通知）」により感染拡大防止策の徹底を図る。

2 各教科等の指導における感染症対策について

徹底した感染症対策を実施した上で、各教科の指導を行うものとするが、感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は行わない。

(例)

- ・各教科等に共通する活動として、児童生徒が長時間近距離で対面形式となるグループワークや、近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における、室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏
- ・家庭、技術・家庭における、児童生徒同士が近距離で活動する調理実習

・体育、保健体育における、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

3 学校行事等の実施について

徹底した感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

4 部活動について

- (1) 徹底した感染症対策を講じた上で実施するものとするが、前記2の例で示した活動は行わない。
- (2) 学校が独自に行う合宿等を行わない。
- (3) 部活動終了後に、生徒同士で食事をすることを控えるよう特に指導を徹底する。

5 特別支援学校における配慮について

スクールバスの過密化解消や登校時における感染リスク軽減のため、保護者送迎の協力依頼をする。

6 その他

「医療警報」期間中の対応については、今後の状況の変化により必要に応じて見直しを行う。

高校教育課管理係 (課長) 服部靖之 (担当) 松原雄一 電話 026-235-7430 (直通) 内線 4364 FAX 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課指導係 (課長) 酒井和幸 (担当) 勝又和彦 電話 026-235-7456 (直通) 内線 4372 FAX 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
学びの改革支援課高校教育指導係、義務教育指導係 (課長) 曾根原好彦 (担当) 廣田昌彦、臼井 学 電話 026-235-7435 (直通) 内線 4390 FAX 026-235-7495 E-mail kyogaku@pref.nagano.lg.jp	保健厚生課保健・安全係 (課長) 宇都宮純 (担当) 下倉幸江 小田切優美 佐藤知子 電話 026-235-7444 (直通) 内線 4447 FAX 026-234-5169 E-mail hokenko@pref.nagano.lg.jp
スポーツ課学校体育係 (課長) 北島隆英 (担当) 小林秀樹 電話 026-235-7448 (直通) 内線 4465 FAX 026-235-7476 E-mail sports-ka@pref.nagano.lg.jp	

全県に「医療警報」を発出します

令和3年8月6日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 医療提供体制の状況等

全国的にデルタ株が猛威を振るっています。

県民の皆様の感染防止対策やワクチン接種へのご協力により、本県の感染状況は他の多くの都道府県に比べ抑制されている状況ですが、新規陽性者数はこれまでにないスピードで増加しており、直近1週間（7月30日～8月5日）の新規陽性者数は345人と、すでに第4波のピーク（4月10日～16日、315人）を超え、確保病床に対する入院者の割合は26.3%（8月5日現在）となっています。

本県は、コロナ陽性者の入院に困難をきたす状況ではありませんが、デルタ株の感染力の強さ、首都圏等における爆発的な感染拡大などを考慮すると、今後、本県においても感染の急拡大に伴う入院患者の急増により、医療提供体制が瞬く間にひっ迫する状況となる可能性も否定できません。

コロナや他の疾患を有する方、怪我の方も含め、救える命が救えなくなる事態を未然に防ぐため、**全県に「医療警報」を発出します。**

県としては、医療機関等と連携し、医療提供体制の維持に全力を尽くします。県民の皆様には、自らの健康と本県の医療を守るため、感染防止のための最善の行動をとっていただくようお願いいたします。

2 目標

「医療警報」発出にあたり、以下を目標とします。

- 「医療非常事態宣言」の発出を回避する
- 誰もが円滑に入院・治療を受けることができる医療体制を維持する

⇒ **確保病床利用率を50%以内に抑える。**

3 目標を実現するための対策

目標を実現するため、県として以下の対策に取り組みます。県内にお住まいの方、訪問される方、市町村、事業者等の皆様は、県の対策にご協力ください。

- (1) 体調不良時の早期受診の呼びかけ徹底
- (2) 感染拡大防止のための集団感染対策
- (3) 陽性者の早期捕捉のための検査、調査の実施
- (4) 療養体制の充実
- (5) ワクチン接種の推進
- (6) 県民・事業者等の皆様に対する呼びかけの徹底

(1) 体調不良時の早期受診の呼びかけ徹底

体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談するよう、県民の皆様へ呼びかけます。

(2) 感染拡大防止のための集団感染対策

クラスター感染を防止するため、集団発生した施設に対し速やかにクラスター対策チームを派遣します。

また、医療機関や福祉施設における集団感染発生時に、職員の派遣等適切な応援が実施されるよう支援するとともに、福祉施設や学校等に抗原検査キットを配布し、積極的な活用を呼びかけます。

(3) 陽性者の早期捕捉のための検査、調査の実施

積極的疫学調査を徹底し、「長野県新型コロナウイルス感染症PCR検査等実施方針」に基づいた接触者等への幅広い検査を実施します。併せて、保健師等の増員や地域振興局等の応援による保健所体制の強化を行い、迅速丁寧な調査を実施します。

また、感染拡大地域との往来がある無症状者に対する検査を実施します。

(4) 療養体制の充実

陽性者に対する振分診察を実施し、県独自の振分基準を適正に運用することで、重症化リスクが高い方の確実な入院を図ります。

感染状況を見極め、確保病床（490床）や宿泊療養施設（523室）を適切に運用し、必要な医療が提供できるような体制を維持します。緊急時には病床の確保を要請します。

また、県内の医療機関において、症例検討等を通じて適切な治療のための知見を共有します。

さらに、健康観察センターにおける自宅療養者への健康観察を実施し、保健所の負担を軽減するとともに自宅療養者をサポートします。

(5) ワクチン接種の推進

市町村接種を県として補完・支援するとともに、県接種会場において、感染リスクが比較的高い職種の方への接種を進めます。

また、職域接種の実施を支援し、その推進を図ります。

(6) 県民・事業者の皆様に対する呼びかけの徹底

現在、呼びかけを行っている「この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）」、「『ふるさと信州への帰省』をお考えのあなたへ（8月6日改定）」（別添参照）を徹底していただくよう、県民・事業者等の皆様に改めて呼びかけます。

この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）

別添

～第5波を防ぎ、安心して元気な長野県を取り戻しましょう～

※改定箇所下線

現在、東京都を中心とする首都圏だけではなく、関西圏をはじめ全国の多くの地域で新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加傾向となっており、感染力が強いと言われるデルタ株の置き換わりも進む中で、これまで経験したことのない感染拡大となっています。

県内においても、感染経路が県外と推定される事例のほか同居家族や知人の間での感染や感染経路不明の事例が多く確認されており、新規陽性者数は急増しています。

新たな人流の増加が見込まれる夏休み・お盆を迎えるなかで、この時期の過ごし方は、第5波の拡大を防ぎ、安心して元気な長野県を取り戻すために極めて重要です。

このため、7月22日から8月22日までを「感染対策強化期間」とします。

県民及び事業者の皆様には、この期間中、特に次の点についてのご協力をお願いいたします。

令和3年7月30日
長野県知事 阿部 守一

ウイルス（デルタ株等）を県内に持ち込まないために

- 信州への帰省及び県外への訪問については、この期間中はできるだけ控えてください。

県内で感染を広げないために

- 基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。
- 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。
- 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。
- 普段会わない方との会食は控えてください。特に、同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
- 会議やイベントについては、小規模化・分散化・リモート化・短時間化を徹底してください。

安心して元気な長野県を取り戻すために（ワクチン接種について）

- ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。
- 多くの方がワクチン接種を完了するまでには時間がかかることから、接種がお済みの方も含め、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

「思いやり」と「支え合い」で新型コロナを乗り越えましょう

- 県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

「ふるさと信州への帰省」をお考えのあなたへ（8月6日改定）

多くの皆さんがふるさと信州への帰省を楽しみにされていると思います。

しかし、現在、全国的にデルタ株が猛威を振るっており、過去に例のない爆発的な感染拡大の状況となっています。

本県においても、新規陽性者の急増を受け、入院患者が増加しており、県下には「医療警報」を発出しています。

大切なご家族やご友人の命と健康を守るため、帰省をお考えの皆様は次の点についてお願い申し上げます。

令和3年8月6日
長野県知事 阿部 守一

- **信州への帰省はできるだけ控えてください。**
- **帰省される場合は、人の動きが特に集中するお盆の期間をできるだけ避け、**帰省前2週間**は大人数での会食等**感染リスクが高い行動を控えてください。****
- **体調に異変を感じた場合（帰省する10日前から当日までに、発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常などを自覚した場合）は、**帰省を控えてください。****
- 帰省される場合には、**帰省前3日以内にPCR検査を受けることを推奨**します。なお、検査の結果はあくまでもその時点のものであるため、陰性であった場合でも行動は慎重にしてください。
- 帰県してから**少なくとも1週間**は、**感染リスクが高い行動を控えてください。**